

持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区

[指定：平成23年12月、認定：平成24年2月]

正

準

正：平成27年3月末までに計画が認定された地区／準：平成27年3月末時点では計画が認定されていない地区

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値  $(4.3 + 4.7) / 2 = 4.5$

4.5

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

番号	評価指標	進捗度	評点
1	住民基本台帳人口	-220%	3
2	市政への満足度(バス・電車など公共交通機関)「満足である」又は「どちらかといえば満足」	123%	5
3	各地域で民間の路線バスが運行されていないエリアにおいて、民間事業者でも行政でもない『自立経営型NPO法人』が行う生活交通事業により運行サービスが受けられる市民の割合	100%	5

評価指標毎の進捗の評価の平均値  $(5 \times 2 + 4 \times 0 + 3 \times 1 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 3 = 4.3$

4.3

※1) 1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。  
 (例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

※2) 評価指標1は複数の数値目標があり、※1のとおり各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均しているため、進捗度と評点が整合しない。

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

4.7

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i), ii), iii) の平均値  $(4.3 + 3.0 + 3.8) / 3 = 3.7$

3.7

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■ 規制の特例措置を活用した事業

(事項)

・ 過疎地有償旅客運送マイクロバス有償貸渡事業

(概要)

・ 過疎地有償運送を行うNPO法人がマイクロバスのレンタカー事業を行う場合、マイクロバス以外の車両を使用した2年以上のレンタル事業の実績を有していなくても、レンタカー事業開業当初から他人の需要に応じて過疎地有償運送の用に供する自家用マイクロバスのレンタルを行うことが可能となった。

・ 平成26年8月以降順次事業開始。

(規制所管府省(国土交通省)の評価(特記事項))

・ 次年度以降の実績等を継続的に把握したうえで、特例措置の効果を見極める必要がある。

専門家による評価の平均値

4.3

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

3.0

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

3.8

### Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

(専門家所見(主なもの))

4.0

・過疎地有償運送に使用するマイクロバスのレンタカー事業や観光客の有償運送事業が実現したこと、コミュニティバス等への満足度も高く、各地での地域活動等も加えて、取組の着実な進展がみられることは評価できる。

・マイクロバスレンタカー事業について、将来的には、行政の財政支援を前提とした事業ではなく、事業の自立と持続可能性を向上させる仕組みの検討が必要であり、今後の実績に期待したい。

・人口減少抑制については、容易に目標達成できない状況もあるので、特区事業とされている生活交通事業だけでなく、多角的な取組が必要である。また、人口の自然減と社会減の割合や、社会減部分の推移も確認できるとよい。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

4.0

### 総合評価

I、II及びIIIを1:1:2の比率で計算  $(4.5 + 3.7 + 4.0 \times 2) / 4 = 4.1$

4.1

(注)評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。

・評価は5～1(評点)で行う。

・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。

・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。